

熊谷市立中央保育所における一時預かりの御案内



令和8年6月 熊谷市こども健康部保育課

熊谷市立中央保育所における一時預かりの御案内

一時預かり（一時保育）は、保護者の短時間就労、職業訓練、通学や冠婚葬祭等の理由により、家庭での保育が一時的に困難な場面や保護者の育児に伴うリフレッシュの場面において、以下の要件を満たすお子さまを対象にお預かりします。

◎対象となるお子さま

- ① 利用希望月の1日時点において、1歳以上であること。
 - ② 利用するお子さまと、その保護者が熊谷市内に居住していること。
- ※ ②に関しては、里帰り出産等で熊谷市内に居住している者を含みます。

◎利用定員

5名

◎利用時間

- 平日（月～金曜日）8時30分から16時30分
- ※ 年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
- ※ 延長保育は実施しません。また、一時預かりの時間は保育所との相談により決定します。

◎利用料金

区分	利用者負担	
	満3歳未満	満3歳以上
1日利用	1人1日につき3,000円	1人1日につき2,500円
時間利用	1人1時間につき 700円	

- ※ 利用状況により別途、昼食代・おやつ代（300円）を御負担いただきます。
- ※ 1時間未満の利用は、1時間として計算します。
- ※ 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の場合、利用料は0円となりますので確認できる書類の提出をお願いします。
- ※ 利用料金の無償化（補助金申請）の対象となるお子さまについては、別途申請（手続）が必要となります。詳しくは、熊谷市ホームページ（『熊谷市保育料無償』で検索）又は保育課窓口（熊谷市役所本庁舎4階）までお越しくください。

◎利用までの流れについて

<p>①事前の利用登録 (※初回利用のみ)</p>	<ul style="list-style-type: none">・利用予約の前に、利用登録のための面接が必要です。・中央保育所にお電話（048-580-7613）にて面接の予約を行ってください。 <p>≪面接予約の受付時間≫ 平日（月～金曜日）9時から16時まで</p> <p>≪面接に当たっての注意事項≫ 面接には、利用希望のお子さま同伴での出席をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">・面接時に必要事項を記入した以下の書類をお持ちください。 <p>≪面接時に必要な書類≫</p> <ol style="list-style-type: none">① 熊谷市一時預かり事業利用者登録票② こどもの記録
-------------------------------	---



<p>②電話での利用予約</p>	<ul style="list-style-type: none">・中央保育所にお電話にて、利用日の予約を行ってください。 <p>≪利用予約に当たっての注意事項≫</p> <ol style="list-style-type: none">① 原則として<u>利用希望日の2週間前までに利用予約</u>をお願いします。② 面接時にお渡しした「熊谷市一時預かり事業利用申請書」を、原則として利用日の7日前までに保育課窓口宛に御提出ください（郵送、メールでの提出可）。③ 利用日の予約は利用希望日が属する月の翌月最後の平日まで可能です。また、熊谷市一時預かり事業利用申請書は、月ごとに1枚にまとめた提出が可能です。④ 利用定員を超える予約があった場合等、利用をお断りする場合があります。
------------------	---



<p>③利用当日について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 登録後、初回の利用は原則として保護者同伴で2時間までの慣らし保育とさせていただきます。 ② 登所及び降所時は必ず保護者が付き添い、保育士にお預けください。保護者以外の方がお迎えをする際は、事前相談が必要です。 ③ お子さまの健康状態が気になる時は、利用をお控えください。 ④ お子さまの体調不良が感じられた場合、お電話を入れさせていただきます。必ず電話を取れるよう準備をお願いします。 ⑤ 送迎時間は、時間厳守でお願いします。 ⑥ 利用料金は前払い制です。面接等でお渡しした料金袋にお釣りのないよう利用料を入れ、登所時に担当職員宛にお渡しください。 ⑦ 早退等の場合、利用時間に応じて後日利用料の一部をお返しします。返金に当たっては時間を要しますので、予め御了承ください。
------------------	--

◎病気について

- ① 健康面で気になる点は、事前相談をお願いします。
- ② 発熱（37.5度以上）、嘔吐、下痢、感染症等の異常がある場合、利用を控えると共に、保育所宛に利用中止の連絡をお願いします。
- ③ 解熱後24時間が経過するまで、下痢の場合については普通便が確認されるまで利用をお控えください。
- ④ 保育所内で服薬等は行っておりません。

◎送迎について

車及び自転車は保育所の駐車場、駐輪場の利用をお願いします。

◎キャンセルについて

利用予約や当日キャンセル、登所が遅れる場合等、直ちに連絡をお願いします。

◎給食とおやつについて

- ① 献立表は保育所に御確認ください。
- ② 給食の提供は11時30分までとさせていただきます。11時30分以降の御利用の場合は昼食を済ませてから登所をお願いします。
- ③ 授乳中のお子様または離乳食中のお子様については、ミルク（哺乳瓶を含む。）または離乳食（スプーン・フォークを含む。）の持参をお願いします。

◎食物アレルギーについて

給食について、食物アレルギー対応食、宗教対応食（ハラール食など）の提供は行っておりません。別途、昼食を持参ください。

※ 食べたことのある食材が少ないお子さまについては、給食で初めて食べた食品でアレルギー症状が出る場合があります。必要に応じて献立表を確認し、食べたことの無い食材があれば、事前に家庭で食べ、アレルギー反応が起きる心配がないことを御確認ください。

◎一時預かりでの生活

※ 1日利用の場合

8:30 登所 ⇒ 9:00 遊び ⇒ 11:30 食事 ⇒
13:00 お昼寝 ⇒ 15:30 おやつ ⇒ 16:30 降所

◎登所したら

利用料金は前払い制です。利用料金を料金袋にお釣りのないよう入れていただき、担当する職員宛にお渡しください。

◎降所

衣類、汚れ物、手拭きタオル、布団は利用日ごとに持ち帰ってください。

◎持ち物

※ 利用年齢により異なります。持ち物には全て名前を記入してください。

- ① 帽子
- ② ひも付きの手拭きタオル
- ③ 着替え2組
- ④ 汚れ物袋（レジ袋またはエコバッグ）
- ⑤ ビニール袋2～3枚
- ⑥ 食事用エプロン・口拭きウエットティッシュ（年齢に応じて）
- ⑦ 紙おむつ・お尻拭き（年齢に応じて）
- ⑧ 昼寝用布団（1日保育の場合。季節により毛布等）
- ⑨ 室内履き（歩行している場合）
- ⑩ ミルク・哺乳瓶（授乳中の場合）
- ⑪ 離乳食・スプーン・フォーク（離乳食中の場合）
※箸の持参はお控えください。
- ⑫ 利用料金
- ⑬ 「子どもの様子」シート



◎虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応をおこないます。

保育所には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。

【関係法令】

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日号外法律82号）

（児童虐待に係る通告）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

◎ 虐待には、次の4つがあります。

- (1) 身体的虐待 保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 性的虐待 保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
- (3) ネグレクト 保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- (4) 心理的虐待 保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【問い合わせ先】

<一時預かりの御利用・御予約について>

熊谷市立中央保育所

〒360-0816 熊谷市石原3丁目27番地

Tel:048-580-7613

<利用申請手続について>

熊谷市こども健康部保育課

〒360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1

Tel:048-524-1460 (直通)

Mail:hoiku@city.kumagaya.lg.jp